関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十三条　［略］

2　経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一～三　［略］

四　申請事業場の電気工作物が、第四十八条第三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五・六　［略］

3・4　［略］

（業務）

第百三十二条の四　法第九十八条第二項の経済産業省令で定める時間は三十分とする。

第百三十二条の五　［略］

（業務規程の記載事項）

第百三十二条の六　法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項

二～四　［略］

五　売買取引の方法（当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項

六～八　［略］

八の二　翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

九　翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項

十～十五　［略］

関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十三条　［略］

2　経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一～三　［略］

四　申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五・六　［略］

3・4　［略］

［新設］

第百三十二条の四　［略］

（業務規程の記載事項）

第百三十二条の五　法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項

二～四　［略］

五　売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項

六～八　［略］

［新設］

九　地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項

十～十五　［略］